

# 第11章 自然環境

## 第1節 自然環境の状況

### 1 自然環境の現況

本県の自然環境の学術調査は、昭和47年度に鳥取大学を中心とする「鳥取県自然環境調査研究会」に鳥取県が委託して、地形、地質、災害、植物、動物、景観について実施され、「鳥取県の自然調査報告」として出版された。

その後、昭和48年度には環境庁の「自然環境保全基礎調査」も開始され、陸域、海域とも種々の調査が実施され、鳥取県の貴重な自然や地域特性等が明らかにされてきた。

平成3年度に「鳥取県自然環境調査研究会」に鳥取県が委託して、地形 地質、植物、動物について再調査を行い、「鳥取県のすぐれた自然」として出版された。

その概要は次の通りである。

#### (1) 地形・地質

鳥取県内の全域を調査対象として、すぐれた自然環境で自然保護上重要なもの、学術上の価値のあるもの、自然景観のすぐれているもの、消滅の危機にあり現状保存の急がれるもの、過去において鳥取県の発展に寄与した自然の事物で歴史的に重要であるものは資料35の通りである。

#### (2) 植 物

鳥取県内に保全または残存している植物群落の内、主としてまとまりのある植物群落を対象にし、「学術的に価値が高い」「規模が大きく自然性がすぐれている」「群落が小規模であっても貴重な植物が生育している」、「人為植生であっても自然植生に近く 歴史的所産として価値が高い」など保全する価値を有するものは資料36の通りである。

#### (3) 動 物

鳥取県内に生息する重要種119項目、136種と県内にある重要生息地域20項目について調査を行ったが、その内環境庁のレッドデータブック掲載種で鳥取県に生息する動物は資料37の通りである。

#### (4) 景 観

本県の地形的景観の特色は、中国山地の分水界が北に偏り、更にその北側に大山火山地帯が横たわって日本海に迫り、山並の重層する山国的な景観を呈する点にある。

しかも、山陰的多雨と急傾斜の短流河川により 山地には深い侵食谷が発達し、河川上流には滝や溪谷の発達が顕著である。

海岸の景観は、肢節密度の高い東部リアス式岩石海岸や中部岩石海岸、これらをつなぐ鳥取、北条砂丘帯と弓ヶ浜砂州など、いわゆる日本海岸地形に特色がある。

#### (5) 温 泉

本県における温泉は、平成9年度末現在において、13温泉地、315源泉（利用源泉199、未利用源泉116）から平均温度53.5度の温泉水を毎分17,396.5リットルくみ上げ、主として観光、保養温泉として利用され、平成9年度における宿泊利用人口は196万人に達している。

温泉の利用人口は、最近は横ばい状態ながら長期的にみると漸増の傾向をたどり、国民の保養、休養の場として、あるいは農業利用や医療施設の一つとして、又、最近の温泉ブームにより今後ますます利用されてゆくことが予想される。

これに対処するため従来、資源の枯渇、衰退現象等を防止するため、それぞれの地域に適合した掘削等の規制を行う一方、源泉の集中管理の導入を指導してきたところである。

また、温泉資源の衰退防止と、既存温泉地の適正な利用指針の基礎資料とするため、県下の主要温泉地について、地球物理調査、地下地質構造調査等一連の科学調査を年次計画で実施した。

## 2 自然環境保全基礎調査の概要

自然環境保全基礎調査は、自然環境保全法第5条に基づき、環境庁においておおむね5年ごとに実施される調査であり、昭和48年度に第1回目の調査が行われ、平成5年度から第5回の調査が実施されている。

さらに、平成6年度からは種の多様性調査、平成10年度からは第1回海域基礎調査も開始された。

表134 自然環境保全基礎調査一覧

調査対象	第1回基礎調査 (昭和48年度)	第2回基礎調査 (昭和53・54年度)	第3回基礎調査 (昭和58～62年度)	第4回基礎調査 (昭和63～平成4年度)	第5回基礎調査 (平成5～10年度)
	自然環境保全基礎調査	自然環境調査 植物 陸域、動物 地形・地質 河川 湖沼 海域 海中自然環境 環境寄与度調査	すくれた自然調査 植物 野生動物 地質・地形的・歴史的・自然環境 河川 湖沼 海岸 海中自然環境 千島・露島・サンゴ礁分布調査 海域環境調査	植生調査 特定植物群落調査 動物分布調査 表土改変状況調査 河川調査 湖沼調査 海岸調査 海域生物調査 千島・露島・サンゴ礁分布調査 海域環境調査	植生調査 特定植物群落調査 巨樹・巨木林調査 環境指標種調査 動物分布調査 全種調査 自然景観資源調査 河川調査 湖沼調査 海岸調査 海域生物環境調査 海域生物環境調査 生態系総合モニタリング調査
海域自然環境調査					第1回海域基礎調査 (平成9～13年度) 海辺調査 海棲動物調査 重要沿岸域生物調査
生物多様性調査					種の多様性調査 (平成6～10年度) 生態系多様性地域調査 (平成6～15年度) 遺伝的多様性調査 (平成8～12年度)

(1) 第1回自然環境保全基礎調査

昭和48年度から開始された第1回基礎調査は、全国の植生自然度、現存植生、及びすぐれた自然調査として植物群落、野生動物、地形・地質 自然現象、海中自然環境、歴史的な自然環境を対象として調査を実施し、その結果は都道府県別の1/200,000の地図として報告されている。

鳥取県では、植物群落78、野生動物47、地形 地質 自然現象102、海中自然環境 8 歴史的な自然環境171が報告されている。

(2) 第2回自然環境保全基礎調査

ア 動植物調査

昭和53・54年度に実施された第2回基礎調査は、植生調査を鳥取県の約半分の地域において実施し、現存植生図を1/50,000の地図として報告されている。また、特定植物群落の選定基準をA～Hの8段階に定め、鳥取県では54の群落を特定植物群落として選定している。

動物については、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類の調査を実施している。哺乳類は、鳥取県では大型獣8種類の調査のうち、ヒグマを除くニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの7種類について分布調査を実施している。

鳥類は、昭和53年4月1日から同年8月31日までの期間中に、日本で繁殖していると思われる257種について調査を実施した。鳥取県では、繁殖を確認したもの81種、その可能性のあるもの21種、生息は確認したが、繁殖について不明なもの8種であった。

この調査の中で、絶滅危惧種であるイヌワシ、クマタカについては、生息は確認できなかったが、繁殖期における生息が考えられ、危急種では サゴ オオタカ、ハヤブサが繁殖期における生息が考えられると報告されている。

また、危少種では、チュウサギ、ハイタカ、コアジサシ、ブッポウソウの繁殖が確認されており、オンドリ、ウミスズメは生息が確認されている。また、繁殖期における生息が考えられる種として、サンカノゴイ、オオヨシゴイ ゾゴイ ハチクマ、オオジシギ、ツバメチドリ コジュリンが報告されている。

両生類 は虫類は環境庁が指定した34種について調査を実施したが、鳥取県では、生息が確認されているモリアオガエル、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカウ ガメの7種について分布調査を実施した。この内、オオサンショウウオとアカウ ガメは希少種である。

淡水魚類は環境庁が指定した27種の内、鳥取県に生息するイトヨとカマキリ さらに鳥取県が選定したスナヤツメ及びヤマメについて分布調査を実施した。

なお、鳥取県にはレッドデータブックに掲載されている淡水魚類は生息が確認されていない。

昆虫類は、良好な自然環境を知る目的で、環境庁が指定した10種の昆虫と鳥取県が選定基準に従って選定した50種について、分布調査を実施した。この内レッドデータブックに掲載されている種は危急種のタガメ ギフキ ウ、希少種のオオムラサキ、キマダフルリツ メ ゴマシジヒメヒカゲである。

その他干潟の存在や藻場についても調査を実施した。

これらの調査結果は、全国版及び都道府県版としてまとめられているほか、都道府県別の1200,000の地図として報告されている。

#### イ 河川調査

第2回基礎調査として、千代川5地点、天神川5地点、日野川10地点の魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。その結果、千代川で23魚種、天神川で15魚種、日野川で19魚種が捕獲された。

#### ウ 湖沼調査

第2回基礎調査として、多鯰ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

#### エ 海域生物調査

第2回基礎調査として、鳥取県沿岸5地点において潮上帯、高潮帯、中潮帯低潮帯、浸水帯の生物調査を実施した。

### (3) 第3回自然環境保全基礎調査

#### ア 動植物調査

昭和58～62年度に実施された第3回基礎調査は、植生調査を第2回で調査が行われなかった地域を対象として実施し、全県を対象とした現存植生図を150,000の地図として報告されている。また、特定植物群落については、第2回の調査で選定した特定植物群落のその後の改変等の状況調査と新たに追加が必要な群落の調査を行った。その結果15地点の群落が追加された。第2回基礎調査の特定植物群落60地点のうち1地点が改変のため削除され、合計74地点となった。

動物については、我が国に産する全ての動物種について、「いつ、どこに、何が」いたかという調査を実施した。この全種調査は、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類（トンボ類、チウ類、セミ類、ガ類及び甲虫類の一部）貝類（淡水産貝類及び陸産貝類）を対象に

実施し、それらの結果を中間報告として9分冊の報告書にまとめた。

哺乳類は、調査対象種129種の内、全国で107種が報告されているが、鳥取県では県内在住の調査員がいないため、報告はカワネズミの1件だけである。

鳥類は、昭和59年12月から60年1月の期間中に調査を実施した。鳥取県では135種が確認されており、この内絶滅危惧種はオジロワシ、クマタカ、危急種はカンムリカイツブリ、ツクシガモ、ミサゴ、チュウヒ、ハヤブサ、希少種はチュウサギ、クロツラヘラサギ、マガン、ヒシクイ、コハクチョウ、オシドリ、トモエガモ、シノリガモ、ハイタカ、コジュリンであった。

両生類・は虫類は、調査対象種144の内、全国で126種が報告されているが、鳥取県では県内在住の調査員がいないため、報告されていない。

淡水魚類は、調査対象種195種の内、全国で158種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員は少ないが51種が報告されており、この内にレッドデータブックに掲載されている種は少ない。

昆虫類のトンボ類は、調査対象種203種の内、全国で169種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが7種が報告されており、この内レッドデータブックに掲載されている種は少ない。

チョウ類は、調査対象種286種の内、全国で258種が報告されており、鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果108種が報告されている。この内危急種はギフチョウ、希少種はキマダラルリツバメ、クロシジ、ゴマシジ、オオムフサキ、ヒメヒカゲであった。

セミ類は、調査対象種32種の内、全国で32種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、6種が報告されており、この内レッドデータブックに掲載されている種は少ない。

ガ類は、調査対象種251種の内、全国で230種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが32種が報告されている。なお、ガ類にはレッドデータブックに掲載されている種はない。

甲虫類は、調査対象種104種の内、全国で55種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査

員がいないため、報告されていない。

陸産貝類は、調査対象種647種の内、全国で511種が報告されており 鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果12種が報告されている。

淡水産貝類は、調査対象種117種の内、全国で100種が報告されており 鳥取県では4人の県内在住調査員により調査を実施した結果16種が報告されている。

#### イ 河川調査

第3回基礎調査として、千代川5地点、天神川5地点、日野川10地点において第2回基礎調査と同じ魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。

その結果、千代川12魚種、天神川11魚種、日野川12魚種が捕獲された。

#### ウ 湖沼調査

第3回基礎調査として、第2回基礎調査と同様多鯰ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

### (4) 第4回自然環境保全基礎調査

#### ア 動植物調査

昭和63～平成4年度に実施された第4回基礎調査は、植生調査を衛星画像の解析によって抽出された植生改変地を対象として現地調査を実施し、その結果は全国地図（1：2,500,000）に現存植生図及び植生自然度図として報告されている。また、第2回及び第3回に実施した特定植物群落調査は実施せず、地上130cmの位置の幹周が300cm以上の樹木（巨樹）及びこれらが複数生育している樹林（巨木林）を対象に巨樹・巨木林調査を実施した。その結果は次のとおりである。

表135 調査件数

巨 樹	巨 木 林			合 計	測定巨木総数
	樹 林	並 木	小 計		
373 件	130 件	14 件	144 件	517 件	960 本

表136 主な樹種別の最大巨林

樹 種 名	幹 周 m	所 在 地	通 称
ア カ マ ツ	6.53	日南町湯河	湯河の天狗松
イ チ ョ ウ	7.90	郡家町西御門	西御門の大イチョウ
エ ド ヒ ガ ン	6.10	中山町高橋	
エ ノ キ	7.50	会見町朝金（浅井家）	
カ ツ ラ	12.90	河原町落河内	落河内のカツラ
ク ロ マ ツ	5.70	溝口町金屋谷	
ケ ヤ キ	5.90	大山町大山	
ス ギ	8.45	日野町下菅（下菅神社）	
ス ダ ジ イ	11.40	東伯町宮場（春日神社）	伯耆の大ジイ
タ ブ ノ キ	7.65	郡家町花（諏訪神社）	大タモの木
ト チ ノ キ	8.08	若桜町春米（水ノ山）	
ミ ズ ナ ラ	7.30	大山町榊水（一ノ沢）	
モ ミ	5.80	倉吉市仲ノ町（打吹山）	
ム ク ノ キ	8.30	岸本町岸本（岸本神社）	
カ ゴ ノ キ	4.63	八東町清徳（清徳寺）	
ブ ナ	4.90	赤碕町（船上山）	

動物については、第3回基礎調査に続き哺乳類、両生類、は虫類、淡水魚類、昆虫類（トンボ類、チョウ類、セ 類、ガ類及び甲虫類の一部）、貝類（淡水産貝類及び陸産貝類）を対象に全種調査を実施した。また、鳥類については、集団繁殖地及び集団ねぐらの分布調査を実施した。

哺乳類は、調査対象種135種の内、全国で126種が報告されている。第4回基礎調査では前回と異なり、鳥獣保護員に調査を依頼したため、鳥取県でも21種が報告されている。鳥取県で報告されている種は、ジネズミ、カワネズミ、ヒミズ、一ホンザル、ノウサギ、ムササビ、スミスネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、ヌートリア、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ノイヌ（野犬）、テン、チウセンイタチ、イタチ、アナグマ、ノネコ（野猫）ニホンイノシシ、ニホンジカである。

鳥類については、集団繁殖地及び集団ねぐらを形成する鳥類22種を対象に調査を実施した。その結果、集団繁殖地として倉吉市向山のサギ類、東伯町逢束及び北条町江北のコアジサシが報告されており また、集団ねぐらとして、気高町飯里地内のカフス類が報告されている。

両生類・は虫類は、調査対象種147種の内、全国で130種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、7種が報告されている。鳥取県で報告されている種は、ヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、イモリ アズマヒキガエル、アマガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルである。

淡水魚類は、調査対象種278種の内、全国で266種が報告されており 前回より108種増加している。これは前回の調査対象種より対象種が83種増加したためである。鳥取県では3人の県内在住の調査員により調査が実施され、61種が報告されており 10種増加している。また、前回報告されていない危急種のゴギの生息が報告されている。

昆虫のトンボ類は、調査対象種203種の内、全国で203種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないため、今回は報告されていない。

チョウ類は、調査対象種295種の内、全国で259種が報告されており、鳥取県では5人の県内在住調査員により調査を実施した結果115種が報告されている。この内レッドデータブック掲載種は前回の調査と同様であった。

セ 類は、調査対象種32種の内、全国で32種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、7種報告されている。鳥取県で報告されている種は、一イーイゼ コエゾゼ アカエゾゼ アブフゼ ハルゼ エゾハルゼ ヒグフシである。

ガ類は、調査対象種119種（前回251種）の内、全国で101種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、11種報告されている。

甲虫類は、調査対象をハンミョウ クワガタ59種、ハナカミキリ類160種として調査を実施した。全国ではハンミョウ・クワガタ57種、ハナカミキリ類156種が報告されている。鳥取県では県内在住の調査員がいないが、63種報告されている。この内レッドデータブックに掲載されている種はいない。



陸産及び淡水産貝類は、調査対象種1,028種の内、全国で923種が報告されている。鳥取県では5人の県内在住の調査員により調査を実施した結果98種が報告されている。この内レッドデータブック掲載種は危急種のクビレイトウムシオイガイであり 三朝町鉛山で採取されている。

#### イ 河川調査

第4回基礎調査として、上流にすぐれた山岳地形と自然がある八東川5地点、小鹿川3地点、甲川3地点において、魚類調査及び河川改変状況の調査を実施した。

#### ウ 湖沼調査

第4回基礎調査として、第2回及び第3回基礎調査と同様多鯰ヶ池、湖山池、東郷池の水質及び生息魚類等について調査を実施した。

### (5) 第5回自然環境保全基礎調査

#### ア 動植物調査

平成5～10年度に実施されている第5回基礎調査は、第3回と同様植生調査と特定植物群落調査を実施している。また、平成6年度からは生物多様性調査として植物の全種分布調査（単子葉植物類、双子葉植物類、裸子植物類、シダ植物類）を開始した。

動物は、第3回、第4回同様哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、貝類について、全国的な分布調査を実施している。

### 3 自然環境の保全対策

#### (1) 県自然環境保全地域の指定

県内における自然環境を保全すべき地域のうち、優れた自然の風景地については、自然公園として指定がされているが、それ以外の①高山植物、優れた天然林等の区域、②特異な地形、地質を有している区域、③動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原、河川等については鳥取県自然環境保全条例により、順次、県自然環境保全地域の指定を行うこととしている。

平成10年度には鹿野河内県自然環境保全地域を新規指定した。

現在、指定されている県自然環境保全地域は、次の表のとおりである。

表137 県自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積の内訳 (ha)			指 定 理 由	指定年月日
			普通 地区	特別 地区	計		
1	菅野	国府町	2.00	18.50	20.50	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層	昭和 52. 4. 8
2	香取	鳥取市	4.00	3.90	7.90	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
3	松上	〃	—	5.20	5.20	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
4	笏賀	三朝町	—	3.20	3.20	シノキ、ウツジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノキーホンシャクナゲ群落	52. 7. 29
5	馬場	西伯町	—	3.70	3.70	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 7. 29
6	唐川	岩美町	—	19.40	19.40	カキツバタ等の湿原植物、ハツチョウトンボ、溶岩台地、花粉植物化石を有する泥炭層	53. 5. 12
7	金華山	西伯町	—	6.10	6.10	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫岩の孤立状の山体	55. 12. 23
8	佐治	佐治村	24.00	18.80	42.80	穿入蛇行地形、V字形峡谷 緑色千板岩を原石とする佐治石分布	59. 9. 25
9	洗足山	用瀬町	9.45	13.55	23.00	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	62. 11. 4
10	北村 権現	河原町	1.20	1.80	3.00	ウツジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優占種とする特異な群落	63. 12. 20
11	気高殿	気高町	8.60	0.10	8.70	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ・スダジイ等の常緑広葉樹林	平成 3 9 13
12	鹿野 河内	鹿野町	—	1.20	1.20	スダジイ、ウツジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林	10. 11. 24
合計	(12地域)		49.25	95.45	144.70		

## (2) 自然保護思想の普及

### ア 自然科学館と自然解説

優れた自然を保護することは私達国民の課題であるが、そのためには法律により規制をかけるだけでなく、自然の利用者ひとりひとりが自然に学び、自然の大切さを理解することが必要である。

そのため県では、西伯郡大山町大山に県立大山自然科学館を、岩美郡岩美町牧谷に県立山陰海岸自然科学館を建設し、自然保護思想の啓発を図っている。

また、これら県立自然科学館を基地として、5月から10月の期間内に自然観察会を実施し、展示物の解説のほか「大山」並びに「山陰海岸」の地形・地質、植物、動物及び人文歴史（大山のみ）等について観察し、自然に関する知識の普及と自然保護思想の高揚を図っている。

表138 平成9年度自然観察会実施状況

区分 実施時期	大山自然観察		山陰海岸自然観察	
	実施日数	参加人数	実施日数	参加人数
春季（5～6月）	6 日	162 人	日	人
夏季（7～8月）	16	343	4	126
秋季（10月）	6	34		
計	28	539	4	126

### イ 登山観察会

県内2箇所（那岐山、船上山）において、登山しながら地形 地質、動植物等についての自然解説を行った。

### ウ 自然体験リーダー研修

野外での活動や行事等が近年盛んになっており、不足する自然体験プログラムの指導者を養成、登録し、広く活用を図るため、希望者を募り 大山鏡ヶ成国民休暇村で一泊二日の研修を2回実施した。

講座名	期間	参加人員
養成講座	6月14・15日	20名
実践講座	7月19 20日	17名

## 第2節 自然公園の状況

### 1 自然公園の現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用により我々の保健休養及び教化に資することを目的として設けられたものであるが、近年、経済社会の進展に伴い日常生活圏に良好な自然が少なくなったこともあって、都市生活等における精神的緊張の解放を図るための場として、あるいは、野外レクリエーションの場としてその利用の欲求が高まってきている。

これらの欲求にこたえ、利用者が自然公園本来の目的に沿って快適な利用が図れるよう 各種施設の整備を進めている。

一方、優れた自然は、後世の人間にとって貴重な資産であるので、その自然環境を保全するため、規制の強化及び管理体制の充実に努めている。

県下の自然公園の指定状況及び公園の概況は、次のとおりである。

表139 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

平成10年12月31日現在

区分	公園名	指 定 年月日	全面積	県内 面積	特 別 地 域					普 通 地 域	関 係 市 町 村
					特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	特 別 地 域 <sup>+</sup>		
国 立	大山隠岐 国立公園	昭和 11.2.1 38.4.10 拡大	31,927	13,531	1,242	3,439	2,542	2,677	9,900	3,631	大山、溝口 江府、岸本 関金、東伯、赤 碕、名和、中山
	山陰海岸 国立公園	38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、福部、 岩美
	小 計		40,711	15,048	1,393	3,459	3,796	2,732	11,380	3,668	
国 定	比婆道後 帝 积 国 定 公 園	38.7.24	7,808	1,437	—	22	834	581	1,437	—	日南
	氷ノ山後山 那岐山 国 定 公 園	44.4.10 58.2.9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	—	岩美、国府、八 東、郡家、若桜、 智頭、用瀬、佐 治、三朝
	小 計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	—	
県 立	奥日野県立 自然公園	39.6.1 6.12.1 拡大	4,823	4,823	—	—	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷湖 県立自然公園	29.4.1 39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	—	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 東郷、羽合
	西因幡県立 自然公園	59.5.8 62.4.28 拡大	2,155	2,155	—	—	68	40	108	2,047	気高、青谷 鹿野
	小 計		22,045	22,045	—	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			119,367	47,109	1,594	4,425	6,325	10,692	23,036	24,073	公園面積＝県 土面積の13.5 %

## (1) 国立公園

### ア 大山隠岐国立公園 (昭和11年2月1日指定) (昭和38年4月10日指定)

中国山脈の最高峰大山(1,711メートル)を中心とする山岳地帯に島根県の隠岐島、島根半島の美保ノ関、日御碕、出雲大社の三地点と、大田市に近い火山 三瓶山を合わせた海陸に及ぶ変化ある公園である。

大山はトロイデ火山であるが、西方からみると富士型の美しい形なので、伯耆富士と呼ばれている。東側はこれと全く反対で、北壁と呼ばれるアルプス的な岩壁がそそり立っていて、女性的な面と男性的な二つの面を持っている。日本海に近くそびえるので、標高以上に高くみられ、すそ野原野が美しい。山頂からはナイフェッジの稜線が続いている。主峰の北には矢筈ヶ山、勝田ヶ山、甲ヶ山の火山群峰が続いている。

大山の中腹はブナの原始林におおわれていて、新緑紅葉がすばらしく、また、海岸部に多くみられるクロマツが、かなり標高の高いブナの成林がみられるような所で生育しているのが珍しい。山頂には高山植物群落があり キャラボクの群落がみられる。海に近い島根半島、中海の展望がすばらしい。

榎水原、豪円山、中の原、上の原の一带は、西日本第一のスキー場でリフトも多く、九州方面からの利用も多い。夏はキャンプが盛んである。大山鏡ヶ成には国民休暇村(全国最初)があり、大山の南に続く蒜山は上 中 下蒜山の三峰とそれに続く高原地帯とともにレクリエーションの中心となっている。

### イ 山陰海岸国立公園 (昭和38年7月15日指定)

鳥取県の鳥取砂丘から、京都府の網野町まで延長75キロの日本海海岸の公園である。鳥取砂丘、浦富海岸に続いて、但馬御火ノ浦、香住、玄武洞、城崎温泉、久美浜湾など優れた景勝地が続いている。

この辺の海岸は、地図でみると平凡のように見えるが、実際には小さいながらも湾入、岬、島々と変化が多く至るところに美しい海岸風景がみられる。地質の公園、岩石美の公園といわれる。地質は、各種の噴出岩、第三紀層、深成岩など複雑で、それが美しい層をなしていたり、節理を示している。その上に地盤の隆起、陥没、断層などによって地形が複雑となっており 更に侵食をうけて断がいとなり 洞門 洞窟、石柱となり 奇勝が作られている。

## (2) 国定公園

### ア 水ノ山後山那岐山国定公園 (昭和44年4月10日指定) (昭和58年2月9日追加指定)

中国山地の東端、鳥取、兵庫、岡山の3県にまたがる脊梁山地一帯で中国山地第2の高峰水ノ山(1,510メートル)を主峰とし、後山、那岐山など1,000~1,300メートル級の南北に連なる山岳と、音水、芦津などの溪谷、神鍋、鉢伏、黒岩などのスキーや野営に適した高原を含んだ公園である。

鉢伏山から、氷ノ山、後山、大ヶ仙に至る山りょう部は全体に丸味を帯びた準平原状の山容だが山腹は侵食により音水、赤西、芦津などの溪谷美や雨滝、霧ヶ滝などの特異なばく布群がみられる。

これらの山々の中腹又は山ろくには畑ヶ平、鉢伏、兎和野、黒岩などの高原がある。

公園一帯には、自然林が各所にみられ、ブナはこの公園の主要な山岳の山りょう部や溪谷に発達する植生で、標高700メートル以上で群落をなしている。特に氷ノ山山頂付近は、ブナ、シオジ、スギ、キャラボクなどの群落がみられる。古生沼はヤチスゲ、アイソウなどの湿原植物でおおわれている。三川山、後山はシャクナゲがある。

なお、佐治村、三朝町の中国山地脊梁部に存するブナ、ズナフ樹林地一帯を保護するため、当公園の一部として昭和58年2月9日に拡張指定された。

#### イ 比婆道後帝釈国定公園（昭和38年7月24日指定）

中国山地のほぼ中央にある比婆、道後、船通の山々と、南にある帝釈峽を含んだ公園である。標高は約1,200メートルで、山頂部はゆるやかな準平原をなしている。この一帯の森林は砂鉄製錬のために永年にわたって伐採されたため放牧地、草原となっているところが多く、快い草原風景を呈しており、ツツジの名所もある。船通山のイチイの大木と、比婆山のブナの原生林は貴重な植物景観となっている。

帝釈峽は山岳地帯の南約1.6キロの地点にある石灰岩の溪谷で、付近には石灰岩の作るカルスト地形がよく発達し、ドリーネ（地鉢）、ウバーレ（複合盆地帯）、ポリエ（石灰盆地）などが見られる天然橋の雄橋、白雲洞などがある。湖水の沿岸は、森林もよく野生猿がみられる。

### (3) 県立公園

#### ア 三朝東郷湖県立自然公園（昭和29年4月1日指定 昭和39年6月1日追加指定 平成6年12月1日一部削除）

この公園は、三朝町の一部と東郷町の全部、羽合町の大部分、倉吉市の一部を含めた15,067ヘクタールで東伯郡の東端に位置し（因幡伯耆の国境）南は岡山県美作に中国山地をへだてて接し西は小鴨川に北は日本海にのぞんだ県のやや中央部に位置している。この区域は三朝・東郷・羽合の温泉地があり、景勝地としては、小鹿溪・東郷池、史跡名勝としては三徳山 打吹山等がある。東郷湖畔一帯は20世紀梨の果樹園となっている。

#### イ 奥日野県立自然公園（昭和39年6月1日指定 平成6年12月1日追加指定）

この公園は、日野郡日野町、日南町の日野川水系を基幹として日野町の古峠山、塔ノ峰、鶉ノ池、黒坂滝山、日野川溪流、日南町の石霞溪、菅沢ダム、花見山などを含む4,823ヘクタールの景勝地である。

#### ウ 西因幡県立自然公園（昭和59年5月8日指定 昭和62年4月28日追加指定）

この公園は、気高郡気高町と青谷町地内の水尻海岸から長尾鼻を経て長和瀬まで約16キロにわたる男性的な岩石海岸、女性的な砂浜海岸、水鳥の渡来地である水尻池と浜村温泉を包含する海

岸線の景観並びに鹿野町・青谷町における鷲峰山地域及び八葉寺川溪谷を含む山岳地帯を一体化した2,155ヘクタールの景勝地である。

## 2 自然公園の保全対策

### (1) 自然公園の管理

国立公園及び国定公園については、保護の適正を図るため、特別地域及びその中に特別保護地区を指定し、これらの地内における一定の行為は、環境庁長官又は知事の許可を受けなければならないことになっている。

県立自然公園については、県立自然公園条例に基づいて保護管理されており 特別地域内における一定の行為は知事の許可を受けなければならないこととなっている。

国立公園の管理は原則として、国が行うこととされているが、自然公園法の改正により許認可事務が大幅に県知事に権限委譲され、県の管理事務量が增大している。

国立公園の管理機構としては、環境庁山陰地区国立公園・野生生物事務所（昭和48年7月設置、米子市東町）及び環境庁山陰海岸国立公園浦富管理官事務所（昭和51年10月設置、岩美郡岩美町牧谷）が置かれ、それぞれ地域内の管理業務を担当している。

平成5年度以降の自然公園内の行為に係る許認可の状況は次の表のとおりである。

行為の種類別では、工作物の新增築等が処理の大半を占めている。

表140 国立 国定公園における年度別許認可処理件数調べ

公園名	区分 年度 許認可権限	公園事業関係					工作物等関係					計				
		5	6	7	8	9	5	6	7	8	9	5	6	7	8	9
大山隠岐 国立公園	長官権限	26	25	16	14	18	9	12	14	11	6	35	37	30	25	24
	知事権限	0	0	0	0	0	33	33	30	33	36	33	33	30	33	36
	小計	26	25	16	14	18	42	45	44	44	42	68	70	60	58	60
山陰海岸 国立公園	長官権限	4	4	3	6	9	7	14	4	5	4	11	18	7	11	13
	知事権限	0	0	0	0	0	73	66	73	69	71	23	66	73	69	71
	小計	4	4	3	6	9	80	80	77	74	75	84	84	80	80	84
氷ノ山後山那 岐山国定公園	知事権限	5	3	2	1	0	15	18	3	6	4	20	21	5	7	4
比婆道後帝釈 国定公園	知事権限	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
合計		35	32	21	21	27	138	143	124	124	121	173	175	145	145	148

## (2) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者のもたらす空缶等廃棄物による人為的汚染が各所で問題となっているが、これらの地域における環境汚染については、ほとんどの地域が日常生活圏から遠隔地であるという地理的条件の悪さから、廃棄物の効果的な収集処理等は極めて困難となっており、この対策については地元市町村のみで対応が難しいところであり 県は、国の補助金と合わせて、自然公園美化管理財団の美化清掃活動に対して平成9年度は表141のとおり助成を行った。自然公園美化管理財団は、昭和56年5月鳥取支部が大山に、さらに昭和59年6月に同鳥取砂丘事業所が設置され、国立公園内の美化清掃並びに公園管理について力を入れている。

なお、大山地域においては昭和52年から、山陰海岸地域においては昭和55年から、自然保護団体、地域住民、関係行政機関等の呼掛けで公園内のゴミ清掃を目指したクリーン運動が春 秋の各1回と8月の第1日曜日に実施され、多くの参加者により年々ゴミの量は減りつつあるが、最終的な環境美化を成しとげるためには利用者のモラル向上が望まれている。平成9年度のクリーン運動の概況は、表142のとおりである。

表141 平成9年度美化清掃活動事業費実績

公園名	地区名	事業費
大山隠岐国立公園	大山地区	4,000千円
	鏡ヶ成・梶水地区	2,400
山陰海岸国立公園	鳥取砂丘地区	4,000
	浦富海岸地区	2,400

表142 平成9年度クリーン運動概況

地区名	実施月日	参加者
大山	4月20日	1,500人
	10月13日	1,300
鳥取砂丘	4月20日	3,000
	10月12日	2,000
浦富海岸	8月3日	3,200

## (3) 自然保護用地の買上げ

国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域内の民有地で、緊急にその土地を公有化しない限り自然の保護の徹底を期せられない地域について、交付公債により買上げ、自然の保護の徹



底を期することとしている。

現在までの公有化状況は、表143のとおりである。

なお、智頭町芦津地内の氷ノ山後山那岐山国定公園第3種特別地域の土地について、立木を買収してそれに地上権を設定する県独自の購入方法で、自然保護用地の取得に当たっている（表144のとおり）。

表143 自然保護用地の買上状況

（面積は不動産登記簿による）

公 園 名	場 所	面 積
大山隠岐国立公園	江 府 町 木 谷	1 025,453 m <sup>2</sup>
	“ 鏡 ヶ 成	781,534
	中 山 町 遠 茶 畑	256,380
	大 山 町 大 野	839,874
	“ 向 原	82,786
	中 山 町 羽 田 井	182,845
	溝 口 町 金 屋 谷	95,367
	“ 大 内	472,899
	計	3,737,138
氷ノ山後山那岐山国定公園	智 頭 町 芦 津	477,660
合 計		4 214 798

表144 立木購入状況

公 園 名	場 所	地上権設定面積	地上権設定期間
氷ノ山後山那岐山 国 定 公 園	智 頭 町 芦 津 地 内	448,994 m <sup>2</sup>	50 年

#### (4) 自然公園の施設整備

所得や余暇の増大、都市化の進展等の要因により、国民の自然環境でのレクリエーション活動はますます増大しており、自然公園の利用者は近年増加の傾向にある。

本県では毎年計画的に自然公園の施設整備を進めており、平成9年度は表145のとおり実施した。

また、氷ノ山後山那岐山国定公園の利用促進と地域の活性化を図るため、氷ノ山地域に「氷ノ山自然ふれあいの里」整備事業を計画し、平成3年度に基本計画を策定し、平成4年度に中核施設「自然ふれあい館」の基本設計を行い、平成5年度に実施設計を行うとともに、平成8年度より「自然ふれあいの館」の建設に着手した。

表145 平成9年度自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

公園名	事業名	箇所	事業内容
大山隠岐国立公園	一向平野営場再整備	東伯町	管理棟新築木造104.8m <sup>2</sup> 給水施設一式
〃	大山頂上 植生復元施設整備	大山町	浸食溝埋戻し69.3m <sup>3</sup>
〃	大山楨原駐車場整備	大山町	駐車場 A=14,088m <sup>2</sup>
山陰海岸国立公園	城原網代歩道整備	岩美町	歩道 W=1.0m L=392m 標識一式

(2) 県立公園

公園名	事業名	箇所	事業内容
三朝東郷湖 県立自然公園	三徳山ふるさと 自然のみち整備	三朝町	ウォーキングセンター木造180m <sup>2</sup> 駐車場 A=2,000m <sup>2</sup> 園地 A=3,000m <sup>2</sup>

公園名	市町村名	箇所	事業内容
三朝東郷湖 県立自然公園	倉吉市	大平山	公衆トイレ水洗化
西因幡県立自然公園	気高町	浜村砂丘	駐車場整備

(3) 中国自然歩道

事業名	箇所	事業内容	備考
中国自然歩道 再整備事業	芦津	歩道 W=1.0~1.5m L=2,200m 標識整備 L=12.1km	氷ノ山後山 那岐国定公園

(4) 氷ノ山自然ふれあいの里

事業名	箇所	事業内容
氷ノ山自然ふれあいの里 整備事業	若桜町春米	野営場及び連絡道路整備 自然ふれあい館(建築工事)

(5) 自然公園の利用者

県下の自然公園利用者は次表のとおりである。

平成8年は、腸管出血性大腸菌O-157による海水浴客の減少等が見られたが、智頭急行利用者の順調な増加等により平成7年並みの利用者だった。

平成9年は、スキー場の雪不足、夏場の天候不順などから、全体的に利用者が減少した。

表146 自然公園の利用状況

区分		年				
		平成 5 年	6	7	8	9
国立	大山隠岐国立公園	1,929	2,067	2,117	2,031	1,933
	山陰海岸国立公園	2,639	2,892	3,090	2,887	2,827
	小 計	4,568	4,959	5,207	4,918	4,760
国定	氷ノ山後山那岐山国定公園	151	161	168	168	163
	比婆道後帝釈国定公園	39	42	44	44	43
	小 計	190	203	212	212	206
県立	三朝東郷湖県立自然公園	1,939	2,159	2,369	2,651	2,659
	奥日野県立自然公園	157	168	202	210	202
	西因幡県立自然公園	416	447	379	368	293
	小 計	2,512	2,774	2,950	3,229	3,154
合 計		7,270	7,936	8,369	8,359	8,120

### 第3節 鳥獣の保護の状況

#### 1 鳥獣保護の現況

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境をより豊かにする上で欠くことのできないものである。同時に、森林や農作物の害虫の天敵としても有益であり、その減少は人間にとっても生活環境の悪化を示す指標となっている。

県内に生息する野生鳥類は約280種である。また中海に飛来するコクチウは我が国の南限集団渡来地として貴重な場所となっている。

本県では、これら野生鳥獣の保護対策の一つとして、5か年を1期とする「鳥獣保護事業計画」を樹立して計画的に保護対策を実施している。

#### 2 鳥獣保護の対策

##### (1) 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護及び繁殖を図るため、次のとおり鳥獣保護区を設定している。

表147 鳥獣保護区

区 分	県 設		国 設		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林鳥獣生息地の保護区	12	17,142ha	1	6,014ha	12	23,156ha
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,462	4	10,680
特定鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
愛護地区の保護区	3	24	—	—	3	24
合 計	19	19,686	2	14,476	21	34,162

(注) 国設の集団渡来地の保護区(中海)には島根県分の面積も含む。(平成9年3月末現在)

ア 休猟区の設定

キジ等の狩猟鳥獣の増加繁殖を図り 狩猟の永続性を促進するため、3年間の期間を定めて次のとおり休猟区を設定している。

表148 休猟区

6 年 度		7 年 度		8 年 度		計	
箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
8	13,377ha	8	10,123ha	7	10,725ha	23	34,645ha

イ 銃猟禁止区域の設定

銃猟による危険の未然防止に必要な観光地、レクリエーション等のため人の出入りの多い地域及び病院、学校等の静穏が必要とされる地域39か所、9,189ヘクタールを銃猟禁止区域に設定している。

(2) 狩猟鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣の保護、繁殖を図るため人工増殖した日本キジを生息適地である休猟区等76か所に799羽放鳥し、これの増殖に努めている。

(3) 狩猟の適正な推進

狩猟はスポーツとしての狩猟のほか、野生鳥獣の生息調整に大きな役割を果たしているが、捕獲に際しては銃器、わな等を使用するため高度の技術と知識が必要であり、加えて公安上の危害が生ずるおそれがあること等から狩猟者は知事の行方狩猟免許試験等を受け、狩猟免許を取得することが義務付けられている。

平成8年度の狩猟免許試験等の実施状況は次のとおりである。

表149 狩猟免許試験等の実施状況

種別	区分	狩 猟 免 許 試 験			狩猟免許更新・検査講習		
		受験者数	合格者数	合 格 率	受検者数	合格者数	合 格 率
甲	種	33	29	88 %	47	47	100 %
乙	種	14	9	64	109	109	100
丙	種	4	2	50	36	35	97
	計	57	44	77	192	191	99

また、狩猟免許が狩猟期間中（11月15日から翌年2月15日まで）に、狩猟鳥獣を捕獲しようとする者に狩猟者登録証を次のとおり交付した。

表150 狩猟者登録交付状況

種別	区分	平成6年度			平成7年度			平成8年度		
		県内者	県外者	計	県内者	県外者	計	県内者	県外者	計
甲	種	185	6	191	226	5	231	209	4	213
乙	種	1,330	89	1,419	1,276	107	1,383	1,214	109	1,323
丙	種	130	3	133	133	2	135	121	2	123
	計	1,645	98	1,743	1,635	114	1,749	1,544	115	1,659

(4) 愛鳥モデル校の指定

児童生徒の情操教育の一環並びに愛鳥思想の普及啓もうを図るため、次の小、中学校を愛鳥モデル校に指定している。

表151 愛鳥モデル校

指定期間	市町村名	学 校 名	摘 要
平成4.4～平成9.3	鳥 取 市	高 草 中 学 校	野鳥愛護林を有している。
〃	智 頭 町	智 頭 小 学 校	
〃	若 桜 町	若 桜 〃	
〃	三 朝 町	東 〃	
〃	関 金 町	関 金 〃	
〃	米 子 市	福生東 〃	
〃	大 山 町	大 山 中 学 校	
〃	日 南 町	多 里 小 学 校	
計		8 校	

(5) 野生鳥獣の生息調査

野生鳥獣の保護対策、狩猟対策及び有害鳥獣対策の適切な実施に資するため、次の調査を実施した。

表152 野生鳥獣の生息調査

区 分	調 査 地	対象鳥獣	調 査 方 法 等	調 査 回 数
生息分布調査	大山町大山寺ほか9か所	一般鳥獣	ロードサイド調査法 (幅40m 延長4km)	(5月) 6月、11月各1回
休 猟 区 設定効果調査	岸本、米子、大山休猟区ほか 3か所	狩猟鳥獣	ロードサイド調査法 (幅40m 延長4km)	6月、11月各1回
ガン、カモ、 ハクチョウ類 一 斉 調 査	鳥取市千代川ほか8か所	ガン、カモ ハクチョウ類	湖面全域カウント法 (水面の全域)	11月、1月 中海は別に12月、2月、 3月中に各1回
指定鳥類等 保 護 調 査	佐治村高鉢山ほか7か所	オシドリ イヌワシ	水面の全域及び営巣地	オシドリ 11月と3月各1回 (1ヶ所5、6、7月各1回) イヌワシ 5、6、1 3月各1回

## 第12章 景 観 形 成

### 第1節 景観形成の状況

#### 1 景観形成の概要

鳥取県では、平成4年3月に「全県公園化構想」を策定し、四季の彩り豊かな自然を有する本県の特色を生かして、全県が一つの公園とも言うべき美しく快適な県土空間を県民総参加で創りあげることが目的として各種政策に取り組んできている。その取り組みの重要な柱として、平成5年3月に鳥取県景観形成条例を制定している。

この条例は、県、市町村による総合的な景観形成施策の推進と、県民及び事業者等による自発的な景観形成活動の促進を図ることを目的としている。

#### 2 景観形成の基本的な考え方

鳥取県景観形成条例に基づき、県土の景観形成に関する基本方針として、鳥取県景観形成基本方針（平成5年6月鳥取県告示第545号）を次のとおり定めている。

##### (1) 景観形成のめざす方向

先人たちから引き継がれてきた景観を守り 育て、地域の発展と調和を図りながら、快適でうるおいのある景観を創り、次代に引き継いでいく。

県土に暮らし、かかわる人々が手を取りあって、全県が一つの公園といえるような県土空間をつくることを目的とした「全県公園化構想」を着実に推進するため、景観の保全と創造を柱とする。

##### (2) 基本的な視点

###### ア 美しい景観の保全と継承

美しい自然景観や各地域の文化・歴史を今に伝える景観は、長い年月にわたり形成されてきたものである。先人からのかけがえのない遺産を保全し、価値を高め、次代に引き継いでいく

###### イ 快適でうるおいのある景観づくり

日々の生活空間において、心に安らぎとうるおいをもたらす美しい景観を創造することは、人々の活力を増すことにもつながる。まちなみや公共空間などの景観形成を長期的な展望のもとに着実に進め、住まいやその周辺の緑化や修景などに取り組み、快適でうるおいのあるまちづくりを進める。

###### ウ 地域の特性を生かした個性的な景観づくり

地域の特徴的な景観は、地域の風土や歴史、文化、そこで暮らす人々の営みの中でつくりあげられてきたものである。地域固有の景観は、住民の誇りであり、訪れた人々の心を引き付ける。そうした地域固有の特性を認識し、個性的な景観づくりを進める。

###### エ 楽しみと出会いをはぐくむ景観づくり

県民が自然とのふれあいを楽しみ、戸外で活動的に生活する喜びと楽しみを享受するとともに、県内外の人と人との心が通いあう真の出会いをはぐくむ県土づくりに向けた景観形成を進める。

## 第2節 景観形成の対策

### 1 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為については、優れた景観形成を推進するため、行為の届出を義務づけ、大規模行為景観形成基準に基づき審査、指導を行っている。

表153 大規模行為の届出指導状況

区 分		建築物の新築、増改築、移転及び外観の変更	工作物の新築、増改築、移転及び外観の変更	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合 計
平成5年度	届出件数	42	10	1	7	9	69
	うち指導件数	11	2	0	0	2	15
平成6年度	届出件数	74	12	4	15	13	118
	うち指導件数	19	1	0	0	1	21
平成7年度	届出件数	79	23	2	14	9	127
	うち指導件数	13	1	0	2	1	17
平成8年度	届出件数	85	29	3	14	16	147
	うち指導件数	11	4	0	0	0	15
平成9年度	届出件数	72	27	2	20	3	124
	うち指導件数	12	9	0	1	1	23
平成10年度	届出件数	69	25	2	13	5	114
	うち指導件数	3	5	0	0	1	9
合 計	届出件数	421	126	14	83	55	699
	うち指導件数	69	22	0	3	4	98

### 2 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域に指定し、景観形成地域基本計画を定めた上で、当該地域において建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定の行為については、行為の届出を義務づけ、特定行為景観形成基準に基づき審査、指導を行っている。

#### (1) 大山景観形成地域（平成6年4月15日指定）

ア 区域 米子市、岸本町、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町及び溝口町のそれぞれ一部  
面積：約10,900ha

#### イ 景観形成地域基本計画

基本構想として、①豊かな自然との調和、②大山の眺望の保全、③優れた田園景観の形成、④良好な沿道景観の形成を基本方針に掲げている。また、景観形成地域を①山上景観保全区域、②山麓景観形成区域、③田園景観形成区域、④沿道景観形成区域の4つの区域に区分し、区域別の



景観形成の方向を定めている。

(2) 沿道海浜景観形成地域（平成7年8月1日指定）

ア 区域 鳥取市、米子市、境港市、羽合町、北条町、大栄町のそれぞれ一部

面積・約770ha 約23km

イ 景観形成地域基本計画

基本構想として、①うるおいのある海浜景観の保全と創造、②調和のとれた沿道景観の形成を基本方針に掲げている。

また、景観形成地域を、①因幡白兔景観形成区域、②北条砂丘景観形成区域、③弓ヶ浜景観形成区域の3つの区域に区分し、区域別の景観形成の方向を定めている。

図23 景観形成地域位置図

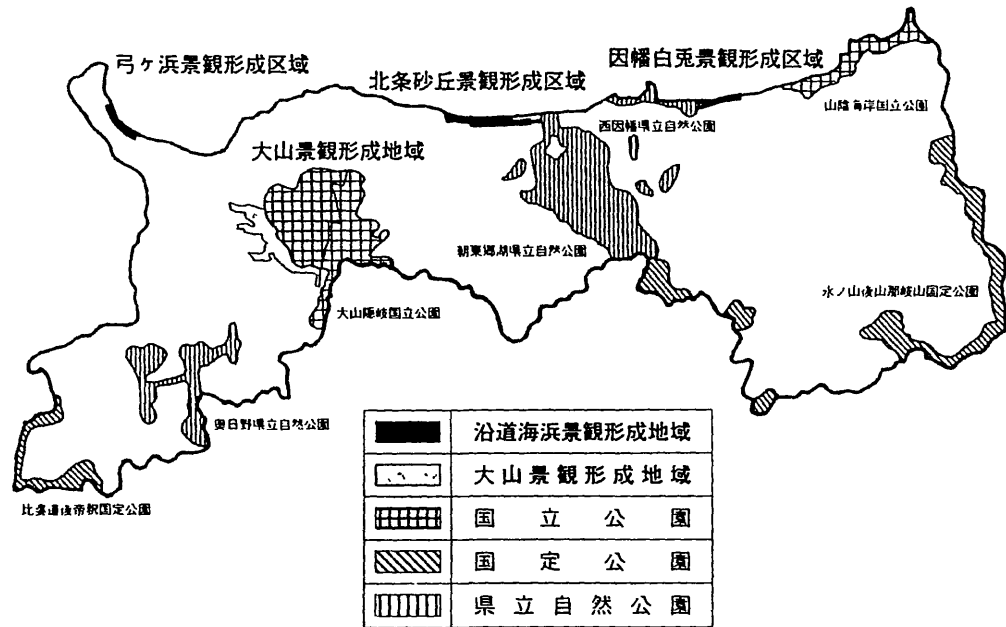


表154 特定行為の届出指導状況

区分	建築物の新築、増改築、移転及び外観の変更	工作物の新築、増改築、移転及び外観の変更	木材の伐採	物品の集積又は貯蔵	鉱物の掘採又は土石の採取	土地の区画形質の変更	合計	
平成6年度	届出件数	33	2	7	0	0	1	43
	うち指導件数	0	0	0	0	0	0	0
平成7年度	届出件数	30	0	8	0	3	0	41
	うち指導件数	1	0	1	0	0	0	2
平成8年度	届出件数	47	0	15	0	7	3	72
	うち指導件数	0	0	1	0	1	1	3
平成9年度	届出件数	62	0	17	0	3	4	86
	うち指導件数	2	0	0	0	0	0	2
平成10年度	届出件数	30	1	8	1	3	1	44
	うち指導件数	0	0	0	1	0	0	1
合計	届出件数	202	3	55	1	16	9	286
	うち指導件数	3	0	2	1	1	1	8

### 3 景観形成に関する普及啓発

優れた景観形成には、行政はもとより、県民及び事業者が自主的、積極的に取り組むことが不可欠である。景観形成に係る県民や事業者の意識を盛り上げるため、積極的な普及啓発を行い、景観形成活動の促進を図る必要がある。現在、景観形成に関する県民の意識の向上と地域の個性を生かした美しく快適な県土づくりを進めるため、「鳥取県景観大賞」を実施している。

ア 対象部門 公共建築部門、民間建築部門、まちなみ・工作物部門、景観づくり住民活動部門

イ 決定方法 県民から公募し、その中から審査員の書類審査及び現地審査により決定する。

ウ 賞 景観大賞 1点 景観賞 9点

表155 鳥取県景観大賞受賞一覧

年度	名称	所在地	受賞者
平成6年度	水木しげるロード	境港市松ヶ枝町	事業者 境港市 設計者・施工者 水木しげる、(株)オブジェ
平成7年度	波しぐれ三度笠	東伯郡赤碕町赤碕	設置者 赤碕町 制作者 流政之
平成8年度	植田正治写真美術館	西伯郡岸本町須村	建築主 岸本町 設計者 (株)高松伸建築設計事務所
平成9年度	報恩峠桜並木と文芸の小径	西伯郡中山町萩原	管理者 中山町、報恩峠文芸の小径委員会、中山町老人クラブ連合会、大山ワイオンズクラブ
平成10年度	鳥取県立農業大学校	東伯郡関金町大鳥居	設計者 (株)丹青研究所

### 4 市町村の景観形成の推進

景観形成を推進していくためには、地域に根ざした地道な取り組みが重要である。市町村では、地域の風土と歴史に根ざした個性ある景観を保全し、創造するため、市町村公園化 景観形成計画の策定をはじめ、地域の実状に則した景観形成施策を推進している。

表156 市町村公園化 景観形成計画策定状況

年度	策定市町村
平成5年度	鳥取市、佐治村、鹿野町、三朝町、中山町、日野町、溝口町
平成6年度	米子市、郡家町、船岡町、八東町、日吉津村、日南町、江府町
平成7年度	岩美町、若桜町、用瀬町、関金町、東伯町、岸本町
平成8年度	境港市、国府町、福部村、青谷町、北条町
平成9年度	倉吉市、河原町、気高町、羽合町、会見町、淀江町、大山町、名和町
合計	33市町村

## 5 公共事業における景観形成の推進

豊かで快適な県土づくりを進める上で、公共事業の果たす役割はきわめて大きく自ら率先してよりよい景観の保全及び創造のために先導的役割を担う必要がある。

「鳥取県公共事業景観形成指針」を定め、「景観評価による公共事業景観形成事務処理要領」に基づき、積極的に公共事業における景観形成を推進している。

### 公共事業における景観形成の推進施策及び事業

#### 公共事業における景観評価の実施

公共事業の設計の前に景観形成についての基本的な方向付けとなる、景観テーマなどの概要方針を定め、これに基づいて設計及び工事を行う。

景観シュミレーション研修会（平成10年度参加者数30名）

公共事業の担当者を対象として、景観シュミレーションの研修を行う

景観シュミレーションデータ作成（平成10年度実施件数3件）

公共事業の景観形成における、景観に与える影響を測るため景観シュミレーションを行う